

事務連絡
令和3年1月28日

各都道府県衛生主管部（局）
各都道府県財政主管部（局） } 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
総務省自治財政局調整課

救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に係る財政措置について

救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の全国展開を推進するため、その運航に必要な経費等については、厚生労働省所管のドクターヘリ導入促進事業において財政支援を行っているところですが、令和3年度予算案においては、下記（1）のとおり予算額を拡充することとしています。

また、地方公共団体が実施するドクターヘリの運航等に要する経費の地方負担については、下記（2）のとおり地方財政措置を講じることとしていますのでお知らせいたします。

記

（1）ドクターヘリ導入促進事業に係る予算額の拡充

令和3年度予算案において、75.2億円（令和2年度予算額：67.3億円）（補助率1/2）を計上している。

なお、基準額を実情に合わせて見直すこととしており、詳細については、令和3年度予算成立後、別途交付要綱等によりお知らせする。

（2）地方財政措置

地方公共団体が実施するドクターヘリの運航等に係る地方負担について、

①ドクターヘリ1機相当分は普通交付税

②ドクターヘリ2機目以降は特別交付税

により措置する。

【担当】

厚生労働省医政局地域医療計画課 富田

電話：03-3595-2185

総務省自治財政局調整課 大林

電話：03-5253-5618

◎ ドクターヘリの財政支援強化 = 人件費増などに配慮—厚労、総務両省

21/02/01 07:30 KP001

厚生労働省と総務省は、全国的に配備が進むドクターヘリの運航経費に対する財政措置を拡充する方針を固め、1月28日付で都道府県に通知した。2021年度予算案に国の補助金を増額計上。地方負担分は交付税で財政支援する。ドクターヘリの運航件数が年々増加する中、膨らむ人件費など、実態に即した財源を確保し、安全対策の徹底などに向け適切な整備を促したい考えだ。

ドクターヘリは、緊急性が高い患者を医師が同乗して病院に搬送する。特別措置法に基づき都道府県が導入し、都道府県から委託を受けた活動拠点病院の「救命救急センター」が運営を行う。

厚労省によると、現時点で東京、福井、京都、香川を除く43道府県で配備済み。導入機の増加などに伴い、年間搬送件数は18年時点で約2万9000件に達している。

運航経費の半分は、「ドクターヘリ導入促進事業」として国が毎年度の予算案に計上する補助金で負担する。政府は、同事業について21年度予算案で約75億円と前年度（約67億円）を上回る額を計上した。

残りの地方負担分は、交付税による財政支援が受けられる。総務省は20年度から、地方負担分の80%を特別交付税で手当とする仕組みを拡充。1機相当分の地方負担額は、普通交付税の算定に反映することとし、2機目以降の地方負担額は従来通りの特別交付税措置を適用するよう見直した。

複数のドクターヘリを導入しているのは、4機を配備する北海道をはじめ、青森、千葉、新潟、長野、静岡、兵庫、鹿児島計8道県。機体の整備費に加え、長時間運航に伴い操縦士の人件費が増加しており、両省は、安全な運航に向け各自治体が必要な財源を確保する。（了）

（2021年2月1日／官庁速報）